

木材の調達基準に係る検討体制

木材の調達基準に係る議論に当たっては、以下の者の参加を得て「持続可能な調達ワーキンググループ」を開催する。

【特別委員】

天野 正博	早稲田大学 人間科学学術院人間環境科学科 名誉教授
富山 洋	全国森林組合連合会 参事兼組織部長
肥後 賢輔	全国木材組合連合会 木材利用拡大推進本部 統括部長
岡田 清隆	日本木材輸入協会 専務理事
河野 康子	一般財団法人 日本消費者協会 理事

【オブザーバー】

玉置 賢	林野庁 林政部 木材利用課長
------	----------------



木材の調達基準に係る検討について

総務局 持続可能性部

2018年7月3日

木材の調達基準に係る検討について

<背景・経緯>

- 2016年3月から、持続可能な調達ワーキンググループを計5回開催し、木材の調達基準を検討。NGOからのヒアリングのほか、実現可能性の観点から業界団体からもヒアリング。さらに、パブリックコメントを実施し、多様なステークホルダーの意見を反映。
- 2016年6月に「持続可能性に配慮した木材の調達基準」を策定。
- 組織委員会の施設整備（有明体操競技場等）において同調達基準に則った木材調達を実施中。また、組織委員会の働きかけを受けて、東京都やJSCにおいても同調達基準を尊重した調達を実施。
- コンクリート型枠合板については調達実績のフォローアップを実施し、半年ごとに結果を公表。
- 熱帯産木材の使用に関して様々なご意見を持つ環境NGOに対しては、対話の機会を設けて組織委員会の考えを丁寧に説明。

木材の調達基準に係る検討について

<背景・経緯（つづき）>

- 各WG、持続可能性DG、街づくり・持続可能性委員会において、木材の調達基準についてご意見をいただいているところ。

(主なご意見)

- 熱帯林関係のNGOから意見表明のようなものが出ている。調達コードに書かれている基準を形の上で守っているだけでは不十分ではないかという指摘。調達コードそのものの見直しが必要なのか、運用に関わる部分の改善ということで対応できるのかをWGで詰める必要がある。
- 木材調達コードは、いろいろな御意見の中で集約されたが、問題点が指摘されている状況を鑑みると、PDCAでどのようにしていいものにしていけるかということが問われている。
- 事業者、NPO、いろいろな主体の方々がいろいろな情報を持っているので、組織委員会はそういう方々を有効につなぎ合わせて、まさにインクルージョンで新しいオリンピックを作って、それをレガシーで残していくべき。
- 適切に対応しないと、後々まで汚点になってしまうおそれがある。
- 発展途上国でもできるような形にするには、例えば木を1本たりとも切ってはいけないという話ではなく、上手な切り方とか、（中略）ちゃんと示すことが大事。

木材の調達基準に係る検討について

<今後の検討のポイント>

- 熱帯産木材を中心に、木材を巡る最新の状況を把握した上で、どのようなリスクがあるか、それに対してどのような対応策をとるべきかについて検討する。
- 特に、以下の観点から必要なヒアリングを行い、具体的かつ最新の情報をベースに議論を行っていききたい。
 - 木材生産に関連して、どのような場所で、どのような問題が、どのくらいの頻度で起きているのか。
 - 違法伐採等を防止し、また、違法伐採等に由来する木材を排除する観点から、関係するステークホルダー（現地企業、現地国政府、輸入事業者、認証運営団体、日本政府等）は、どのように対処しているのか。その効果はどうか。
 - 上記2点を踏まえると、違法伐採等に由来した木材が日本に持ち込まれるリスクはどの程度か。
 - 上記で評価したリスクに対して、現在の木材調達基準は十分か。不十分とすれば、どのような修正が必要か。

木材の調達基準に係る検討について

<検討体制>

- 持続可能な調達ワーキンググループで検討する。
- 森林・木材に係る専門的知見や消費者視点も踏まえた議論となるよう、本委員に加え、特別委員（議決権なし）を置く。

【特別委員】

天野 正博	早稲田大学 人間科学学術院人間環境科学科 名誉教授
富山 洋	全国森林組合連合会 参事兼組織部長
肥後 賢輔	全国木材組合連合会 木材利用拡大推進本部 統括部長
岡田 清隆	日本木材輸入協会 専務理事
河野 康子	一般財団法人 日本消費者協会

【オブザーバー】

玉置 賢	林野庁 林政部 木材利用課長
------	----------------

木材の調達基準に係る検討について

<検討に当たっての整理>

- 木材の調達基準の見直しの必要性を含めて検討する（見直しありきではない）。
- 調達基準を見直す場合でも、見直し時点以前に発注手続きが開始されているものについて遡っての適用はしない（現場に混乱を来さないため）。

木材の調達基準に係る検討について

<検討の進め方>

- 今後、10月中のとりまとめを目指して、ヒアリングや意見交換を実施。

第1回（7月3日）：リスクに関するヒアリング

第2回：企業・政府等の取組に関するヒアリング

第3回：企業・政府等の取組に関するヒアリング

第4回：ヒアリングを踏まえたリスク評価について意見交換

第5回：リスク評価を踏まえた対処について意見交換（とりまとめ）

※ヒアリングや意見交換の内容等については必要に応じて追加・見直しを行う。

持続可能な調達WG

木材の調達基準について

2018年7月3日

川上 豊幸



議題：熱帯材リスク

- 主に熱帯材に関して、どのような場所で、どのような問題が、どのような頻度で起きているのか。
- 現地企業、輸入企業、現地政府（の証明制度）、日本政府等の取り組みに対する評価（何が課題か）

熱帯材のリスク

- どのような場所：先住民族や地域住民が利用する場所、生物多様性の高い場所、泥炭地、森林減少となる森林の皆伐地
- どのような問題：汚職による許認可問題、地域住民との土地紛争、森林減少など皆伐地の木材利用、合法性だけでなく、社会と環境に関わる持続可能性の課題
- どのような頻度：ある企業では数百件の土地紛争が発生、土地紛争と汚職については問題は蔓延

企業や国の取り組みの評価と課題

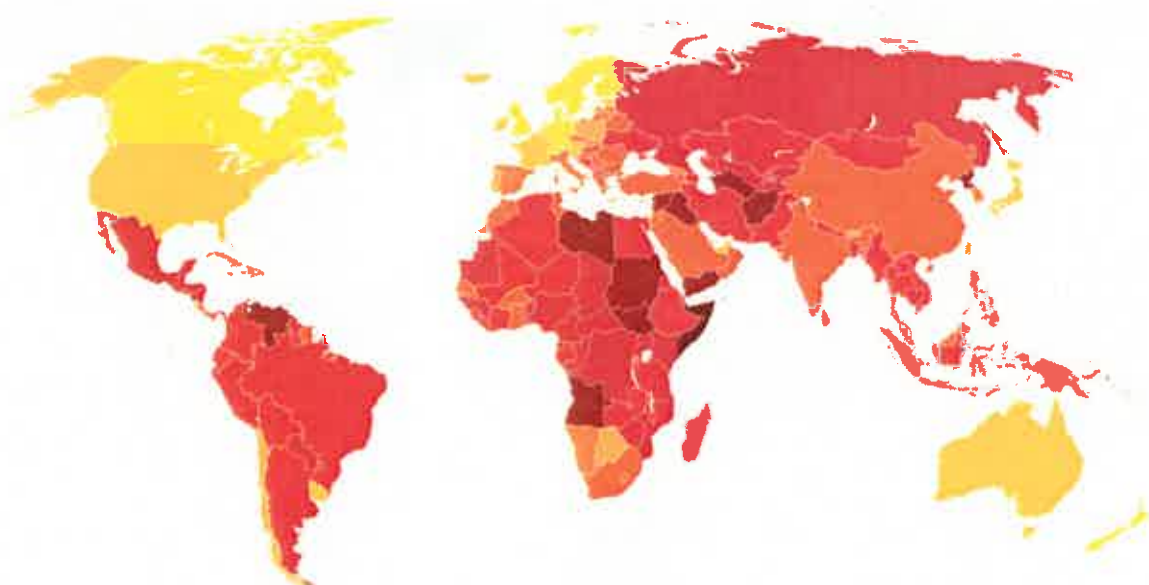
- <企業の取り組みの課題>
- ガバナンスの低い国や法規制水準が低い国でのPEFCやFSC管理木材、国の合法性証明制度に頼る
- 評判の悪い認証機関を使い続ける
- 認証材に利用されている非認証材の適合性を確認しない
- 人権尊重や環境保全の調達方針を持ち、認証頼みでなく、追加的な確認DDも行うことが必要
- <国の取り組みの課題>
- SVLKでは、許可や証明書の発行過程や実態の確認がされていない形式的な確認。認証機関の監査状況へのチェックが弱い。
- JPIKやNGOによる外部チェックを利用すべき
- 日本のCWAについては合法性の範囲や、合法性デューデリジェンスの要求事項が不明確

違法伐採とは

- 違法伐採とは国内法または国際法に違反する木材の伐採、加工、輸送、取引を指す。
- 伐採許可を得るための当局者の買収、
- 保護地域内での伐採や許可された区域外での伐採、
- 環境保護を目的とした法令の違反、
- 伐採地域に住む先住民族コミュニティの土地権の侵害、
- 腐敗した輸送業者と結託して違法木材を洗浄(ロンダリング)し合法サプライチェーンに流通させることなどを伴う場合がある。
- インターポールによれば、世界の木材取引の2割以上が違法木材の取引であり、300億ドル以上の犯罪収益を生み、多くの場合国際犯罪組織と密接に関わっている。

5

腐敗認識指数CPI: 50以下は高リスク



SCORE



汚職、腐敗の問題

- 腐敗認識指数(CPI)：50以下では、政府の書類の信頼度が低く、高リスクと考えるべき
- こうした考え方は、認証制度でのリスク評価においても利用されている
- 日本の主要な合板の供給地の指数
- マレーシア 47
- インドネシア 37

7

林業セクターにおける汚職

- ・ 許認可の段階→ 用地許可、森林地域開放、木材利用許可、環境許可（環境影響評価を含む）、農園開発許可、開発事業許可
- ・ 伐採の段階→ 許可された伐採量の超過、コンセッション外での伐採、木材のロンダリング（違法な木材を仕入れて合法木材として売り出すこと）
- ・ 輸送の段階：合法林産物証明書などの公文書の発行（公式ではあるが偽造）、警察・軍や林業関係者への贈賄
- ・ 競売の段階：警察・軍により差し押さえられた違法な木材が競売にかけられ合法木材となる
- ・ 納税の段階：この段階における汚職の形態は、企業が意図的に林産物税を納めないことである（緑化基金、固定資産税、森林保護投資金、住民/慣習権・村落権への補償金、従業員・組織・サービスに係る所得税、地方条例に基づくその他の徴収）

SVLK認証の課題と改善策

確認すべき必須項目の範囲が限定的

- ✓ 森林コミュニティの法的権利に関する項目が、必須項目の合法性確認項目(VLK)ではなく、「持続可能性」基準(PHPL)に含まれており、必須項目ではない

合法性確認評価が、不可の項目があっても取得可能

- ✓ 必須項目以外では、評価方法が、良・可・不可といった評価
- ✓ これらの評価を総合的に評価するので、たとえ、ある項目で「不可」があっても別の項目で「良」があれば、全体として認証取得可能。

確認方法は書類チェックで形式的

- ✓ 結果として、政府の許認可プロセスに問題があってもチェックせず
- ✓ 現場の実態をチェックできていない
- ✓ 認証機関のチェックの問題点についての是正対応が脆弱

改善策

- ✓ デスクチェックに加えた現場チェックが必要
- ✓ 認証機関の実施体制強化
- ✓ 汚職問題へのチェックを行う：政府のプロセスの評価も必要
- ✓ 独立モニタリング機関の権限と検証機能の強化

9

森林コミュニティの権利に関する規定 (インドネシア)

- ✓ 村と村にとって重要な場所の特定と、操業区域との境界線の確認
- ✓ 社会・環境的に重要な影響を予測し、回避し、軽減し、モニターする
- ✓ 先住民族コミュニティの暮らしに重要な非木材産物へのアクセス許可
- ✓ 企業の操業について、地域コミュニティと協議する
- ✓ 経済的な利益を公正に分配し、開発支援を行うし

10

認証制度の評価と課題

- 認証の監査はスナップショットのサンプルチェックなので、不完全であることを前提として利用すべきで、あくまでも指標
- 認証材であっても、非認証材を混ぜて利用することができる場合があり、その場合には、認証材に利用可能な非認証材（管理木材・管理材）の基準の確認が必要で、特にPEFCでは、それは合法性基準と土地転換から得た材でないことが主要な基準となっている。FSCでは権利尊重や保護価値の高い森林の保全の評価項目もリスク評価項目として含まれている。
- さらにPEFCでは、認証100%利用であっても、FPICの確認、外国人・移住労働、腐敗防止が欠落。

11

PEFC管理材：問題のある出所でない

- PEFC認証材の3割は非認証材が利用可能
- 利用可能な非認証材は、合法性と転換材、非GMOの確認
- <問題のある出所>
- (a) 特に下記の分野に関連する森林に関わる行為で、条例、国法、または国際法を遵守しないもの
- - 生物多様性の保全および森林の他の用途への転用を含む林業の施業と伐採
 - 環境的および文化的な価値が高いとの指定された区域での施業
 - 保護対象の種や絶滅危惧種(CITESの要求事項を含む)
 - 林業従事者の健康と労働問題
 - 先住民の財産、土地保有権、土地使用権
 - 第三者の財産、土地保有権、土地使用権
 - 税や使用料の支払い
- (b) 伐採国の林業部門に関わる交易および関税に関する法令を順守しないもの
- (c) 遺伝子組み換えを受けた木の使用
- (d) 一次林の人工林への転換を含む、森林の他の植生への転換

12

PEFC/MTCCでの管理材評価事例

- サラワク州の大手企業S社が管理するロング・ジェイク村と土地をめぐる紛争が長く継続中だが、「低リスク」と評価されていて利用可能。
- 森林保全区域の宣言が行われたハート・オブ・ボルネオにある伐採権所有地も「低リスク」と判断されて、S社のPEFC取得の製材工場にも利用可能であり、PEFC認証材に管理材として利用されている可能性が高い。

T/3342

Source: World Resources Institute



木材の調達基準

- ①伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令等に照らして手続きが適切になされたものであること
- ②中長期的な計画又は方針に基づき管理経営されている森林に由来すること
- ③伐採に当たって、生態系の保全に配慮されていること
- ④伐採に当たって、先住民族や地域住民の権利に配慮されていること
- ⑤伐採に従事する労働者の安全対策が適切に取られていること

紙の調達基準

- ①伐採・採取に当たって、原木等の生産された国又は地域における森林その他の採取地に関する法令等に照らして手続きが適切になされたものであること。
- ②中長期的な計画又は方針に基づき管理経営されている森林その他の採取地に由来すること。
- ③伐採・採取に当たって、生態系が保全され、また、泥炭地や天然林を含む環境上重要な地域が適切に保全されていること。
- ④森林等の利用に当たって、先住民族や地域住民の権利が尊重され、事前の情報提供に基づく、自由意思による合意形成が図られていること。
- ⑤伐採・採取に従事する労働者の労働安全・衛生対策が適切にとられていること。

15

クリーン・ウッド法の「合法性の確認」 証拠書類の正しさについてリスク評価 ～必要条件と十分条件～

- 各国の合法性証明や認証制度の取得確認は、「必要条件」となっているが、
- この「必要条件」を「十分条件」と誤解してしまうと書類不正リスク評価がされない。
- 特にこれらの証拠書類のリスク評価を明示的に行う規定はないが、
- リスクに応じたリスク緩和措置を行う
デュー・デリジェンスの実践とならない。

16

調達基準とその運用の課題

- インドネシアやマレーシア・サラワクのようにリスクの高い国や地域の場合、伐採地までさかのぼって、基準への適合状況を確認しないとリスクを十分に排除することはできない
- 調達基準の要求事項と認証の適合の度合いについて再度検証が必要。特に認証材に利用されている非認証材については重要である。

17

基準改定のポイント

- 認証材やSVLKであっても、調達元の情報を得て、監査プロセスやNGOからの情報を入手してリスク評価を行って、各基準が満たされていることを確認
- 認証材に利用される非認証材（管理材）についての基準を満たすことも確認を求める
- 基準内容は、FPIC規定を明確化、森林減少への対処と、合法性確認を強化して腐敗防止など汚職問題への対処する規定を追加
- グループ企業の基準違反についても考慮した調達方針
- 型枠の再利用材であっても合法性のみならず、すべての基準確認へ

18

情報

- サラワクについて Global Witness, Market For Change, JATAN, BMF, FOE Malaysiaや現地のNGOによる報告
- インドネシアについて Environment Investigation Agency, JPIK, RAN, WALHI(FOE Indonesia)を含む現地の多数のNGO
- SVLKについては
- RANの『偽りの保証』(2015)やJPIK, "SVLK: A Process toward Accountable Governance"(2018)を参照
- <http://jpik.or.id/info/wp-content/uploads/2018/Laporan/SVLK-A%20Process%20toward%20Accountable%20Governance.pdf>

19

ご清聴ありがとうございました。

- RAINFOREST ACTION NETWORK (RAN)
ran.org
- レインフォレスト・アクション・ネットワーク
日本代表部
japan.ran.org
- プランテーション・ウォッチ
～責任ある調達を目指す～
www.plantation-watch.org

1) 伐採地の把握とリスク評価の重要性

調達基準の要求事項（基準2の5項目）を確認するためには、伐採地の確認は不可欠である。木材のデューデリジェンスでは、伐採地と樹種、サプライヤー等を確認したうえで、伐採地と樹種から1次リスク評価を行い、一般的なリスクが高い場合には更なる情報収集によって開発・伐採の際の状況、サプライチェーンの状況を確認し、2次リスク評価を行い、それでもリスクが十分低いと認められない場合には、伐採地や樹種、サプライヤーの変更などの低減措置をとることになっている。このような考え方を木材調達基準や運用に取り入れる必要があるのではないか。

【改定案】

- ・ 調達基準に「サプライヤーは伐採地等の情報を把握する」という文言を追加
- ・ リスクが高い国・地域から調達する場合には、確認された伐採地における森林管理等が要求事項に適合していることをどのように確認したのかについての説明責任をサプライヤーに求める

2) 調達基準の要求事項と認証制度の適合の度合い

調達基準の要求事項と認証の適合の度合いについて再度検証する。特に非認証原料については重要である。

【現状】「3.FSC、PEFC、SGECによる認証材については上記2の①～⑤への適合が高いものとして原則認める」

【改定案】「(前略) 上記要求事項①～⑤への適合が全て高いと認められた場合には、原則認める。認証制度で確認できない要求事項がある場合は認証以外の方法で追加確認をサプライヤーが行う。」
※「適合が高いと認められる」かどうかの判断は、調達コードの要求事項が認証基準に明記されているかどうかとする。

3) 非認証原料

FSCとPEFCでは、認証製品に混ぜてもよいことになっている非認証原料(FSCでは「管理木材」、PEFCでは「問題のある出处」ではない「管理材」と呼ばれる)においては、基準の有意な差異が認められるので、この点も留意する必要がある。PEFCでは、基本的には合法性遵守と土地転換からのものを排除、非GMOが基準となっているが、FSCでは合法性に加えて、労働の権利を含む市民的権利や先住民族などの伝統的権利についての侵害がないこと、保護価値の高い森林への脅威がないことなどが基準に含まれている。

4) コンクリート型枠合板の再利用の場合も合法性確認だけでなく持続可能性項目及び国産材使用の優先を適用する規定を加える。

5) 紙やパーム油の調達方針で取り上げたように上記の1)と関連して、「サプライヤーは、伐採地までのトレーサビリティ確保の観点も含め、当該紙の原材料の原産地や製造事業者に関する指摘等の情報を収集し、その信頼性・客観性等に十分留意しつつ、調達基準を満たさない形で木材を生産する事業者から調達するリスクの低減に活用することが強く推奨される。」といった製品評価に加えて、企業グループとしての評価を導入する規定を加える必要がある。

東京オリンピック・パラリンピック組織委員会持続可能性部ワーキンググループ 持続可能性に配慮した木材の調達基準について

2018/07/03

ウータン・森と生活を考える会
事務局長 石崎雄一郎

ウータン・森と生活を考える会とは：「森を守りたい」と願う人々が集まった市民団体。オランウータンなど数多くの生きものが棲み、先住民にとって生きる糧を与えてくれるボルネオ島の自然豊かな熱帯林を、国内外の NGO や現地の村人たちと共に、減少を食い止め、回復し、保全する活動や、森林減少の要因となっている商品の消費者としての私たちの日本での生活を考える活動を、30年間市民の力ですすめています。

<http://hutangroup.org/>

本日の話の主な内容：

- ・森林認証制度（FSC、PEFC等）の課題について
- ・コンクリート型枠に使われる熱帯材を中心に、どのようなリスクがあるのか？

（1）熱帯材に関する4つのリスク(*1)

- ・熱帯林は地球上の生物種の半数以上が存在している生物多様性の宝庫で世界共通の財産である。
 - ・特にボルネオ島は、莫大な炭素を含む熱帯泥炭地が広がり、地球温暖化の重要なリスクを孕む。
- 2015年10～12月の森林火災で日本の総排出量を上回る16億トン以上のCO₂がインドネシアで発生、ボルネオやスマトラのアブラヤシプランテーション（パーム油）、産業植林プランテーションが延焼を拡大させた。
- ・開発業者や州政府との数十年に渡る先住民コミュニティとの軋轢があり、人権侵害のリスクが極めて高い。
 - ・熱帯材に関わる政府の多くが開発業者と癒着、ガバナンスが腐敗しており、不公正、不透明。

ポイント：熱帯材を使うこと自体が、生物多様性、気候変動、先住民や地域住民との人権問題、政治腐敗への関わりにおいてリスクとなりうる。特にサラワクは長期間政府が腐敗し、先住民等の人権侵害のリスクが大きい。

（2）森林認証制度について (*2)

・森林認証制度は、持続可能な森林管理が行われているかどうかを信頼に足る第三者機関が審査し認定することによって、消費者が安心して木材製品を購入できるようにするしくみ。政府がらみのものもあるが、基本的に民間制度であり、業界団体の主導も多い。1993年に環境保護団体を中心となって立ち上げたFSC（森林管理協議会）を皮切りに、世界各地で様々な認証制度が作られている。総森林面積39億9,913ha（FAO調べ）中、FSC認証面積は2億49万ha（2018年6月現在）、PEFC認証面積は3億1350万ha（2017年12月現在）、重複認証を受けている面積が7100万haと推計される。認証は特にヨーロッパで普及している。

・持続可能な森林管理とは、MCPFE（欧州森林保護閣僚会議）によれば、「他の生態系に悪影響を及ぼすことなく、現在と将来にわたり、地域・国家・地球レベルにおいて生態的・経済的・社会的に適切な機能が発揮されるように、森林および林地の生物多様性・生産性・更新能力・活力および潜在能力を維持できる方法とペースにおいて責任ある管理と利用を行うこと」と定義されている。

・森林認証制度の成立の背景として、1980年代に熱帯林過伐に危機感を抱いた欧米の環境保護団体などが、各地で伐採反対の実力行動や熱帯材不買運動を起こしたが、そうした後ろ向きな姿勢では根本的な問題解決に至らないため、一般消費者による市場を通じた適切な選択を可能とする森林認証という制度が考え出された。

・森林認証制度では、次の2つの認証システムが、経済的・環境的・社会的に持続可能な森林管理の実現をめざす製品として保証する。

1. 森林管理（FM）認証 原則と基準に基づく森林と森林管理団体の審査

2. 生産・加工・流通過程管理（CoC）認証 森林から製材工場、高度加工場、卸売り業者を経て小売業者に至るまで流通過程を審査

・森林認証制度は、市場経済を利用した生産者の選別（悪徳業者を市場から追放する）システムである。製品へのラベリングによって、消費者は認証森林から産出された木材であることを知ることができ、選択的購買行動をとることができる。消費者が認証ラベルの付いた製品しか買わなければ、非認証材を生産する企業は倒産に追い込まれる。しかし、それはひとえに消費者の購買行動にかかっている。木材自体に基本的に品質の差はないので、環境への配慮という視点を持たず、非認証材が認証材より安ければそちらを買うという消費者が世の中の大半であれば、この制度は機能しない。すなわち、世界、そして日本の消費者に対して極めて環境倫理的な問題として提示されているものが、森林認証制度なのである。逆に森林認証制度そのものが正しく運用されなければ、消費者を欺くこととなる。

(3) 森林認証制度 (FSC、PEFC、MTCS) の主な特徴と課題

【FSC (Forest Stewardship Council、森林管理協議会) 認証】

FSC 認証の特徴(*2) :

- ・1990年代、世界的な森林破壊への批判が高まる中、木材消費者、流通業者、環境団体、人権団体の代表などが集まり、熱帯林に暮らす先住民の権利を尊重するために誕生した。
- ・FSCの10原則は、1.法律の遵守、2.労働者の権利と労働環境、3.先住民の権利、4.地域社会との関係、5.森林のもたらす便益、6.環境価値と環境への影響、7.管理計画、8.モニタリングと評価、9.高い保護価値、10.管理活動の実施。
- ・環境保護団体主導で創られた FSC 認証は極めて厳格であり、パフォーマンス重視の制度である。特に先住民や希少生物、環境モニタリングに関して妥協ない姿勢を持つ。環境 NGO にとっては、二次林のコンバージョンを認めていない FSC の価値は非常に高く、明確に PEFC と差別化できている点としても評価されている。
- ・FSC の森林認証審査はかなり大変な作業である。審査を受ける側が準備段階も含めて多く労力を必要とされるが、審査側も重労働である。
- ・日本では2000年以降、FSC を取得する林業経営体が順調に増加。2018年6月現在、36団体で約40万 ha。国内認証の SGEC と合わせると約200万 ha で、日本の総森林面積 (2,500万 ha) の8%にすぎない。

FSC 認証の主な課題 (批判) :

- ・ドイツに移行してから商業よりになり、1.小規模生産者よりもプランテーション等の大規模生産者が優遇されている(*3)、2.先住民の権利がおざなりになっている(*4)などの批判が一部の NGO 等から上がっている。
- ・2018年3月に FSC の創設メンバーであったグリーンピース・インターナショナルが、民主的および市民社会の機関が弱く汚職の危険度の高い地域で、森林の保全とより広範な社会的便益を提供するという目標に達しなかったことを理由に、FSC メンバーシップを更新しないことを決定 (各国支部の加盟は任意)。ただし、引き続き FSC インターナショナルとの対話には参加し、MTCC、北米の持続可能な林業イニシアチブ SFI、オーストラリア林業基準 AFS、インドネシア林業認証協同組合などの PEFC 関連の認証制度は社会的および生態学的価値を保護するための基盤を欠いており、木材産業の利益を重視しているので推奨しないとしている。(*5)

【PEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes) 認証】

PEFC 認証の特徴 :

- ・PEFC は、各国で地元の関係者によって独立に設立運営されている森林認証制度を国際的に共通するものとして承認するための国際的 NGO であり、各国の森林認証制度が PEFC の承認を得るためには、PEFC が策定する要求事項や条件との適合性審査をクリアすることが必要。PEFC の承認を得た森林認証制度の下に認証を受けた森林は PEFC 認証林として認められる(*6)。2017年12月時点で38か国の森林認証制度が加盟している(*7)。
- ・日本国内では、SGEC 認証が2003年に新たな森林認証として立ち上がり、大手製紙会社などを中心に拡大している (2017年5月現在、116団体で約161万 ha)。SGEC は、2016年に PEFC と相互認証した。日本の PEFC 認証林面積は2017年12月時点で1333209ha となっていて、SGEC の2017年6月10日現在の認証林一覧表にある1602709ha より小さくなっている。SPEFC 相互認証に伴う認証手続き中のものが8団体あるのは分かったのですが、まだ面積のギャップが小さくない。
- ・業界主導の PEFC 認証は、システム重視制度であり、審査・監査が緩い (上記の SGEC もチェックが甘い)。従来から方法による木材生産の継続が前提であり、金額面の負担も少なくなるように設計されている。

PEFC の主な課題 (批判) :

- ・PEFC CoC 規格の管理要件では、リスク要件に「原生林・天然林・一次林(primary forest)から産業用植林プランテーション等の森林から他の植生タイプ (other vegetation type) への転換」とあり、「PEFC は二次林の用途転換を容認している」と解釈できうる(*8)。実際に「二次林の用途転換」に基づく伐採によって産出された原木が、マレーシア・サラワク産合板の主要な原料になっている。また、サラワク州における PEFC 認証製品には、「劣化した自然林=二次林」のアカシア等への人工林やアブラヤシ農園へコンバージョンに伴う天然木が、製品原料の30%まで使用を認められている。二次林であっても天然林と遜色がない生態系と環境価値を保持しているケースが少なくない。よって、サラワク産合板の主要原料は、熱帯林減少に直結していると言える。(*9)
- ・また、この「二次林」の多くは、先住民族の土地に対する慣習的な権利が及ぶものも含まれ、企業に付与されたコンセッションの境界と先住慣習権の土地とが重複しており、先住慣習権の土地&森林が先住民族への合意もなしに伐採されており、訴訟も絶えない状態となっているなど、「二次林の用途転換」に伴う先住民や地域住民の土地の権利を侵害しているリスクが非常に高いと NGO が指摘している (*9)。
- ・NGO の最近の調査では、サラワク州で唯一、天然林伐採のコンセッションによって PEFC-MTCS 認証を取得している森林施業のエリアであるサラワク州ピントゥル省タタウ郡アナップ・ムプット森林管理区において S 社が伐採権を保有し、同グループの Z 社が施業と管理を請負っている多用途森林管理エリア周辺において、「地域住民及び先住慣習地が周縁化されている」、との報告がなされた。(*10)

【MTCS 認証（マレーシア木材認証スキーム：Malaysian Timber Certification Scheme）】

・MTCS はマレーシア独自の森林認証システムとして、マレーシア木材認証制度の開発と運営を目的に、1998年10月に設立され、特にヨーロッパで、サラワク材をはじめとする熱帯木材の輸入量・消費量が著しく減少する中で、マイナスイメージを解消して再び欧州市場に参入したいマレーシア政府により、政府機関、研究所、産業界による全国委員会（NC）が結成され、1998年10月にはマレーシア自然保護協会とWWFマレーシア（2002年1月辞任）を理事会に加えて全国木材認証協議会（NTCC）を設立し、2001年にはマレーシア木材認証協議会（Malaysian Timber Certification Council、MTCC）に名称変更。学術・研究開発機関、木材産業、NGO、政府機関からなる理事会によって運営されている。国際熱帯木材機関（ITTO）の「天然熱帯林の持続可能な経営のための基準と指標」をベースとして「マレーシアにおける森林経営認証のための基準と指標、活動、運用基準」（MC&I 2001）および「加工・流通管理体制（CoC）の認証のための条件と評価手順」を関係当事者による協議により策定し、森林経営単位（FMU）の認証を開始（*11）。2009年にPEFCとの相互承認を得た。

・マレーシアは連邦国家で州ごとに森林管理区域が変わる。サバ、サラワクの森林は連邦政府の手の届かない各州マターであると1963年の連邦結成時に規定されたことが後の州政権の木材汚職構造につながった。

マレー半島部では州ごとにマネジメントシステムを設定している。サバ州では州政府組織のサバ財団（Sabah Foundation）の管理下にある保存林（100年程度の周期の長伐期伐採をする森林）がFSC認証林となっている。民間企業のコンセッションがMTCS認証林になっているところもあり半島とサラワクの中間タイプ。サラワク州は、森林管理区域（フォレストマネジメントユニット）が企業のコンセッション単位である。サラワクにはFSC認証林はなく、MTCS認証林のみ。

MTCSの主な課題（批判）：

・グリーンピースは、マレーシア政府及び木材産業が「天然林が大幅に減少し、先住民の慣習権が脅かされている状態でありながら持続可能性を主張し続けている」ことから、認証システムの主体自体が信頼できないと指摘。実際に調査でインドネシアの違法材が使用されていると思われるMTCS認証木材が発見された。（*12）

・サラワクのMTCS認証林面積のかなりの割合が天然林を伐採後に転換した合板材・パルプ材造林地であり（*13）、そのためにFSCの認証は得られない。また、二次林の用途転換を認めるPEFCの相互認証を受けていることも問題で、熱帯林減少及び先住民や地域住民の土地の権利侵害のリスクが非常に高い。

・土地に対する権利を守ろうとして長年S社と戦ってきたサラワク州ロング・ジェイク村の先住民族村長のマトゥ・トゥガンは、「S社は丸太を伐り出す前に目の前の全てのものを破壊します。今、ロング・ジェイク村の生活がとても困難となっているのは、そのためです」と発言しており、ロング・ジェイク村の周りの森林は少なくとも2つのS社のMTCS認証された合板工場に木材を供給していることから、土地紛争が起こっている地域を除外できていないことが読み取れる（*14）。

・WWFマレーシアのAdrian Choo博士は、MTCSはオラン・アスリを含む森林に関する紛争に取り組むことができないと説明している。Choo氏は「マレーシアでは森林認証は自主的にのみ採択されているが、土地への慣習権と先住民の問題は残っている。MTCCが土地所有の問題を解決するのは難しい」と述べている（*15）

・MTCCは認証単位が半島部では州単位で森林面積の65.4%の連邦管理森林をカバーするが、サラワク州は企業のコンセッション単位で認証され、天然林の認証林は35万ha余りで、アカシア植林地が76万haと合計で州森林面積の5.4%に過ぎない。サラワク産木材は95%近くが非認証材で、認証材も多くの課題が指摘されているMTCS認証であることから、日本への最大の熱帯合板供給地サラワクの問題の大きさが指摘できる。（*16）

（4）WWFによる森林認証制度（FSC、PEFC、MTCS）の比較（*17）

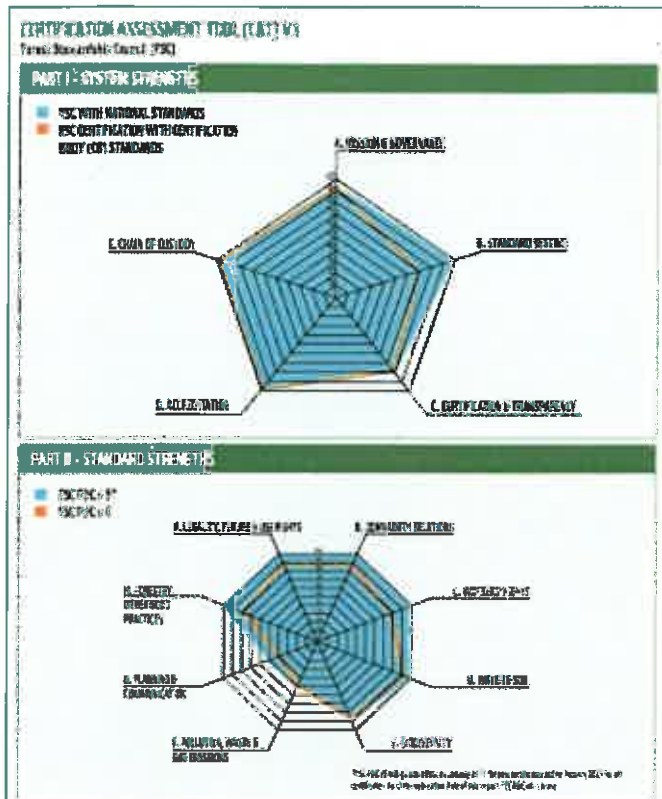
【WWFのForest Certification Assessment Tool (CAT) 2015年による比較】

（上）システムの評価—SYSTEM STRENGTHS

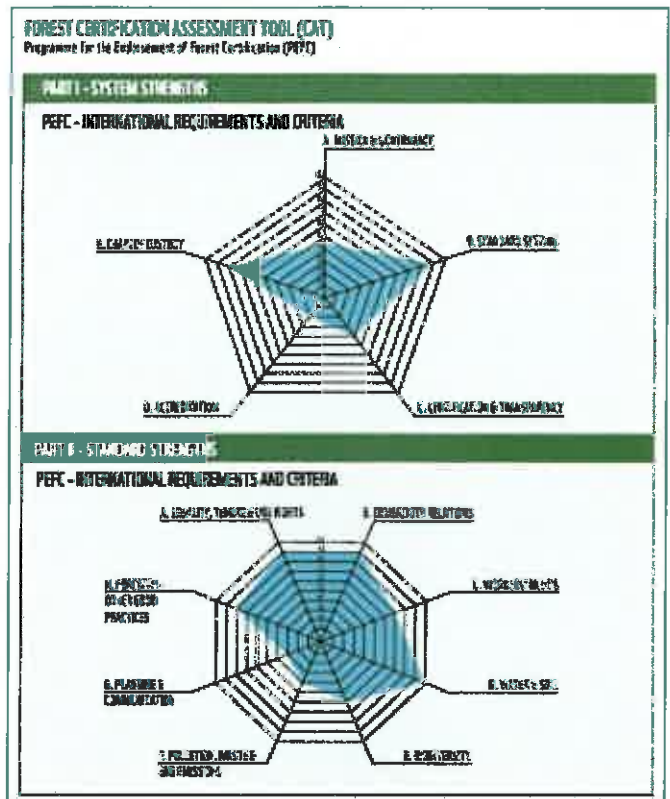
- A ミッション、ガバナンス—MISSION & GOVERNANCE
- B 標準設定—STANDARD SETTING
- C 認証と透明性—CERTIFICATION & TRANSPARENCY
- D 第三者評価の適切さ—ACCREDITATION
- E 加工・流通過程の管理—CHAIN OF CUSTODY

（下）基準の評価—STANDARD STRENGTHS

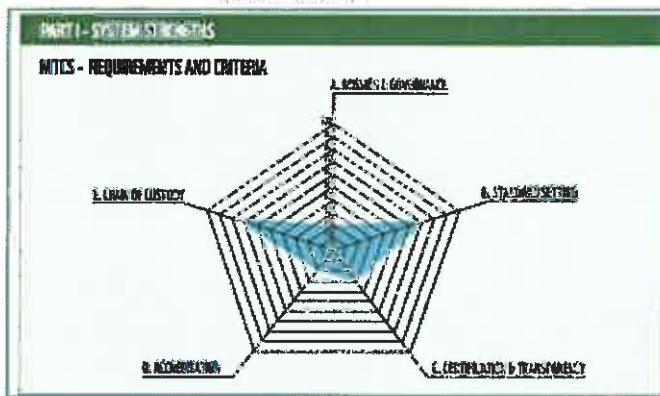
- A 合法性、保有・使用権 LEGALITY, TENURE & USE RIGHTS
- B コミュニティとの関係—COMMUNITY RELATIONS
- C 労働者の権利—WORKERS' RIGHTS
- D 水と土壌—WATER & SOIL
- E 生物多様性—BIODIVERSITY
- F 汚染、廃棄、温室効果ガス排出—POLLUTION, WASTE & GHG EMISSIONS
- G 計画と伝達—PLANNING & COMMUNICATION
- H 林業、好事例—FORESTRY OTHER GOOD PRACTICES



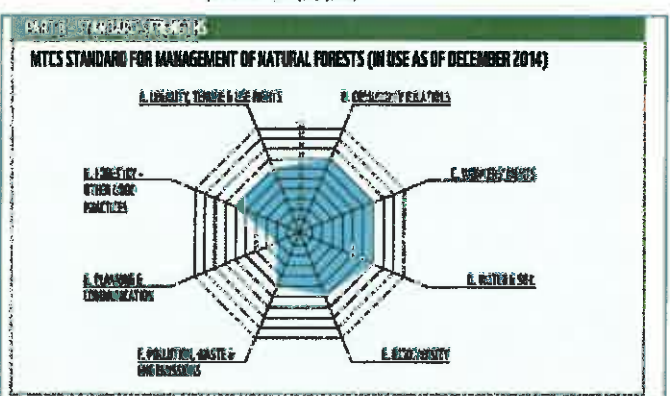
(FSC 認証)



(PEFC 認証)



(MTCS 認証)



Forest Certification Assessment Tool (CAT)の分析結果による WWF の見解

FSC :

- ・システム強度の高い FSC が、現在最も信頼性の高い森林認証制度を提供していることを示唆している。WWF の調査では、FSC 認証が環境、社会開発およびガバナンスにプラスの影響を与えていることが確認されている。
- ・基準が策定され国レベルで合意された場合に最も強力であることを示している。
- ・バランスの取れたステークホルダーによる交渉が欠落している国において国家基準を開発する必要がある。
- ・生産者とのコミュニケーションと温室効果ガス排出に関する基準を強化すべき。

PEFC :

- ・PEFC は水や土壌管理などの分野で優れた成果をあげているが、ガバナンス・第三者独立性・透明性等の認証システムの弱さ、生物多様性や労働者の権利の低い評価を受けている。
- ・PEFC 認証製品に保護価値の高い森林地域の伐採と地域住民の権利が侵害されている地域の木材を含む可能性があり重大な問題である。
- ・幅広いステークホルダーからのバランスの取れた参加とガバナンス体制及び透明性の向上が必要である。
- ・PEFC は、透明性が低く、法執行力や腐敗度が低く、森林ガバナンスが依然として厳しい地域で特に、承認された基準のすべてが国際的な要求事項と基準を完全に遵守するようにすべきである。
- ・ラベル製品における許容できない供給源の排除を保証するため、管理基準を強化する必要がある。
- ・天然林転換の排除、保全価値の高い森林の保護、生産者とのコミュニケーションの向上、温室効果ガスの排出への対応を改善すべき。

MTCS :

・PEFC が承認したマレーシアの森林認証スキームである MTCS は、標準およびシステム強度の両方で PEFC よりも大幅に低いスコアを示している。

・幅広いステークホルダーからのバランスの取れた参加によるガバナンス体制の強化と透明性の向上が必要。
・自然林転換の排除、保全価値の高い森林への対応、生産者とのコミュニケーションの向上、温室効果ガスの排出への対応を改善すべき。

・MTCS は、先住民の権利と地域社会の関係にも取り組むべきである。

(5) グリーンピースの調査による森林認証制度 (FSC、PEFC) の比較 (*18)

FSC :

・FSC はいくつかの課題に直面しているが、正しく実行されれば社会的および生態学的責任を担う慣行を保証する枠組みと原則と基準が含まれている。

・FSC は、保護価値の高い森林を保護し、維持するための予防的アプローチを必要としている。つまり、森林管理者は、樹木の伐採を最小限に抑えるなど、その慣行により森林の生物価値を維持する必要がある。

・FSC は、管理者が FPIC (自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意) (19) を取得し、拘束力のある契約で、慣習地及び伝統的権利の保護のための強力なパフォーマンスを提供している。

・FSC は、親会社、姉妹会社、子会社を含め、50%の所有権を持つ関連会社が、責任ある森林経営の基本的な基本事項に従うことに同意している。

・単一農園へ転換された土地は、1994年11月以前のものしか認められない。

PEFC :

・PEFC は、社会的および生態学的価値を保護するための要件を欠いており、責任ある森林管理を確実にする能力を持っていないと考える。

・ガバナンスは、他のステークホルダーによる議論の参加のみで、基本的には業界で管理されており、監査と紛争解決システムは同様に、持続可能性の主張が検証される側の主体によって管理される。PEFC の最終的な要件は、結果を経営者の裁量に委ねられていることにすぎない。言い換えれば、PEFC とその承認されたシステムは、伐採産業を保護するために作られたものである。

・PEFC 及び PEFC が承認した他の業界主導の認証制度は、責任ある森林管理と無責任な森林管理を区別していない。PEFC 認定の森林管理事業には、先住民の権利の侵害や絶滅のおそれのある重要な種の生息地の喪失を含むという多くの論争がある。また、泥炭地への新しい植林を禁じたり、既存の農園の泥炭への影響に対処したりする特別な規定がない。

・森林管理に生態系への永続的な被害をもたらさない方法で実施されることだけが指事されているが、加えて、生物多様性を改善または維持するための実践的措置を講じられなければならない。

・伝統的権利及び保護価値の高い森林 (HCVF) に違反している場合の保証が制限されている。

・PEFC は、親会社、姉妹会社、子会社を含め、50%の所有権を持つ関連会社が、責任ある森林経営の基本的な基本事項に従うことに同意するという規定がない。

・単一農園へ転換された土地は、2011年以前のもの認められるという規定は、極めてゆるい。

・基準は曖昧で弱いので、悪意を持つ人が望むように解釈することができる。

・PEFC と他の業界主導のスキームは、業界で支配的なガバナンス、不正な認証の修正、不正なアクターへの認証の拒否などが原因で機能しない可能性がある。

・グリーンラベルの背後にある環境パフォーマンスが低下すると、市場に混乱が生じる。グリーンウォッシュにより環境に優しい製品に同じプレミアムを享受できるようになると、高い環境パフォーマンスをしている先進企業が苦しむことになる。

・グリーンピースの調査「On The Ground 2011」(*20)は、多くの国で、責任ある持続可能な林業を主張する認証制度から期待される最も基本的な要件が PEFC の下で遵守されなかったことを示している。

(4) と (5) の結果から見えるポイント :

・森林認証制度には様々なものがあり、比較するとそれぞれの制度のレベルは大きく違うことがわかる。

・PEFC 及び MTCS は、システム上のガバナンス・透明性・第三者評価の適切さが不十分であり、労働者の権利と生物多様性の基準が低く、認証としては不十分である。特に、サラワクのようなガバナンスが脆弱な地域において天然林の伐採と先住民の権利侵害が認められ、致命的な欠陥を回避できていない。

・FSC はシステム・基準共に総合的に評価が高く、いくつかの基準を強化することで前進が見込める。ただし、ガバナンスが脆弱な地域において、先住民や小規模農家の権利に注意する必要がある。

・特にガバナンスに課題のある国・地域については、認証だけでは合法性・持続可能性を確認するには不十分で、企業は認証だけに頼るのではなく、デューデリジェンスが必要とされる。

(6) まとめとウータン・森と生活を考える会の所見

- ・現状、最低限の基準を満たした森林認証制度は FSC のみであり、PEFC 及び MTCS は認めるべきではない。
- ・特にガバナンスが脆弱な国からの供給については、森林認証だけに頼らずにしっかりとしたデューデリジェンスが必要である。
- ・サラワクは数十年間に渡る先住民への人権侵害の歴史があり高いリスクを孕む。オリンピックに合わせて当事者が来日してのキャンペーンなどの可能性は十分ある。熱帯材の問題は人権問題と隣り合わせで、熱帯材を利用し続ける限り、常にこのようなリスクを孕んでいる。
- ・オリンピックは、ロンドンのフェアトレードの食品や飲料が会場や選手村で供されるなど、エシカルな流れが続いている。2010 年にカナダで行われたバンクーバーオリンピックの選手村、オリンピック村およびパラリンピックセンターの建設には FSC 認証木材が使用された。2012 年のロンドンオリンピックのオリンピック公園も FSC 認証を取得した(*21)。現状のままでは、東京オリンピックは“後退”する流れとなってしまう。
- ・東京オリンピックでさらに進んでいることを示したければ、国産材の利用が考えられる。国産針葉樹を使った合板の技術は上がっており、2017 年度の生産量が 300 万立方メートルを超え過去最高となっている(*22)。林野庁は 2020 年までに目標を掲げ、国産材推進を大々的に謳って宣伝しているために、大きなアピールとなる。今からでも積極的にエシカルなオリンピックに向かう姿勢を世界にアピールすべきではないか。

参考：

- (*1)<http://hutangroup.org/>,ウータン・森と生活を考える会,2018.06
- (*2)http://hutangroup.org/?page_id=228,ウータン・森と生活を考える会 2018 年度総会資料「森林認証制度から考える世界の森林保全」,琉球大学農学部教授大田伊久乙雄(注)
- (*3)<https://wrm.org.uy/articles-from-the-wrm-bulletin/section1/greenwashing-continues-fsc-certifies-industrial-tree-plantations-as-forests-and-rspo-oil-palm-plantations-as-sustainable/>,WRM
- (*4)<https://fsc-watch.com/?s=Indigenous+people> 等,FSC-WATCH
- (*5)グリーンピース,Statement on Forest Certification and Guidance for Companies and Consumers,2018.03
- (*6)https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/a04_23.html,環境省
- (*7)SGEC 森林管理認証森林一覧表,2017.6.10
- (*8)PEFC Council,PEFC INTERNATIONAL STANDARD Requirements for PEFC scheme users Chain of Custody of Forest Based Products・Requirements 注:天然林の土地転換を禁止していることを打ち出しているが、二次林について触れていないために、二次林は土地転換可能と読める。また、実際に現場ではそのような解釈がされている可能性が高い。一方、この定義だけを見れば、転換禁止に二次林が含まれる可能性も否定はしていない。定義が曖昧なために、ユーザー及び認証機関が好きに解釈をできる状態であり、定義の曖昧さを解消するための監視機能的な役割がないために、この問題が是正されずにいると思われる。
- (*9)植林木ではなく原木だと推測する根拠としては、NGO がメーカーへの聞き取りで「天然木 100%」との回答があったこと、サラワクの植林木は型枠用として流通していないことなどから原木である可能性が非常に高い。
- (*10)<http://www.jatan.org/archives/4371>、熱帯林行動ネットワーク,2018.03.21
- (*11)<http://www.kiwi-us.com/~scc/ud/53mtcc.htm>,サラワクキャンペーン委員会がウォン・メンチャー氏 (IDEAL) の報告書を抄訳・編集したもの。
- (*12) GreenPeace Missing Links why MTCC certification doesn't prove that MTCC timber is legal nor sustainable, GreenPeace
- (*13)<https://mtcc.com.my/status-update-on-the-review-of-mcinatural-forest/>,MTCC の認証基準のうち、天然林から植林地への転換について、微妙な例外規定が書かれており、森林プランテーションと天然林の 2 本立てになっている MCCT の認証基準を一本化するよう 2015 年以來 PEFC から勧告を受けている。
- (*14)http://www.foejapan.org/forest/library/170911.html#_ednref10,FOE Japan
- (*15)<https://www.star2.com/living/2018/03/14/can-logging-be-eco-friendly/>,ANDREW SIA, True or not: Timber certification claims to make logging eco-friendly
- (*16)MTCC のサイトから認証済みの FMU と FPMU の一覧を入手し、マレーシア統計年報 2016 の森林面積で割って MTCC 認証林比率を当会が計算。
- (*17)http://www.wwf.panda.org/wwf_news/?246871/WWF-Forest-Certification-Assessment-Tool-CAT,2015.5.18
- (*18)<https://www.greenpeace.org/archive-international/en/campaigns/forests/solutions/alternatives-to-forest-destruc/Weaker-Certification-Schemes/>,2014.3.3
- (*19)http://www.gef.or.jp/activityex/forest/world/redd_fpic_guideline.html,FPIC は自由意思による事前の十分な情報に基づく同意を指し、森林開発や保全の場面で大きな課題となる土地利用をめぐる権利と密接に関係する考え方。
- (*20)<https://www.greenpeace.org/archive-international/en/publications/reports/On-The-Ground-2011/> グリーンピース,On The Ground 2011,The controversies of PEFC and SFI,2011
- (21)<https://jp.fsc.org/jp-jp/fscnew/1-2-fsc>,FSC Japan
- (22)<https://www.nikkei.com/article/DGXMZ028997730U8A400C1QM8000/>,「針葉樹合板の生産が最高に 昨年度、国産材シフト進む」,日本経済新聞,2018.6.29

(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
持続可能な調達ワーキンググループ

「木材の調達基準について」

木材デューデリジェンス

榎井まり

ディープグリーン・コンサルティング代表

Deep Green Consulting

合法・持続可能木材調達関連活動

- H28年度 クリーンウッド法の運用に関する調査委員会 委員
- H27年度 日本製紙連合会 海外植林におけるナショナルリスクアセスメント手法の開発検討委員会 委員長(デューディリジェンスマニュアルの開発)
- H25年度 日本製紙連合会 海外産業植林における生物多様性配慮に関する検討委員会 委員(生物多様性保全に関する日本製紙連合会行動指針の策定)
- 世界資源研究所(WRI)主催 Washington Forest Legality Week 2017発表・パネル登壇(2017年10月)
- 王立国際問題研究所(チャタムハウス)主催 The 26th Illegal Logging Stakeholder Meeting 発表・パネル登壇(2016年6月)
- FAO Asia Pacific Forestry Week, Stream 1, WRI: “Opportunities and Challenges for Market Access” 発表(“Recent Developments on Timber Legality Regulations in Asia-Pacific Region: In Response to Global Efforts”) (2016年2月)

本日の内容

1. 違法・持続可能性リスク
2. 世界の動き デューディリジェンス
3. デューディリジェンス まとめ

1. 違法・持続可能性リスク - チャタムハウス報告書 -

チャタムハウス(イギリス王立国際問題研究所)

- 違法伐採と関連貿易の程度をモニタリング
- 原産国、消費国、加工国の取組の効果を評価

方法論

消費国:国内政策、法的枠組と施行;取締データ分析;メディア報道;貿易データの分析;木材業界の自主的証明や認証に関するデータの分析。データソースは多様。

各国の取組評価

2008年-2009年 12か国を評価(結果は2010年に発表)

2013年-2014年 +6か国を評価(結果は2014年に発表)

日本:2010年の状況との比較(2013年に収集したデータ→2014年4月に評価)

1. 違法・持続可能性リスク - チャタムハウス報告書 -

日本市場における違法木材製品の推定率

- 2014年報告書 12% (丸太換算)
- 調査対象消費国5カ国中最高
- 貿易データ(量・金額)の不一致 × 各国の違法リスクの高い製品の輸出推定率 × 各国の政策評価
- 推定率は低い方の数値を取るのが一般的(12%より高い可能性)

リスク国

マレーシア、インドネシア、中国が報告書中に挙げられた国

(その他: ロシア、ベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマー、パプアニューギニア、アフリカ諸国、ルーマニアなど)

1. 違法・持続可能性リスク

例: Transparency International CPI



HOME

WHO WE ARE ▾

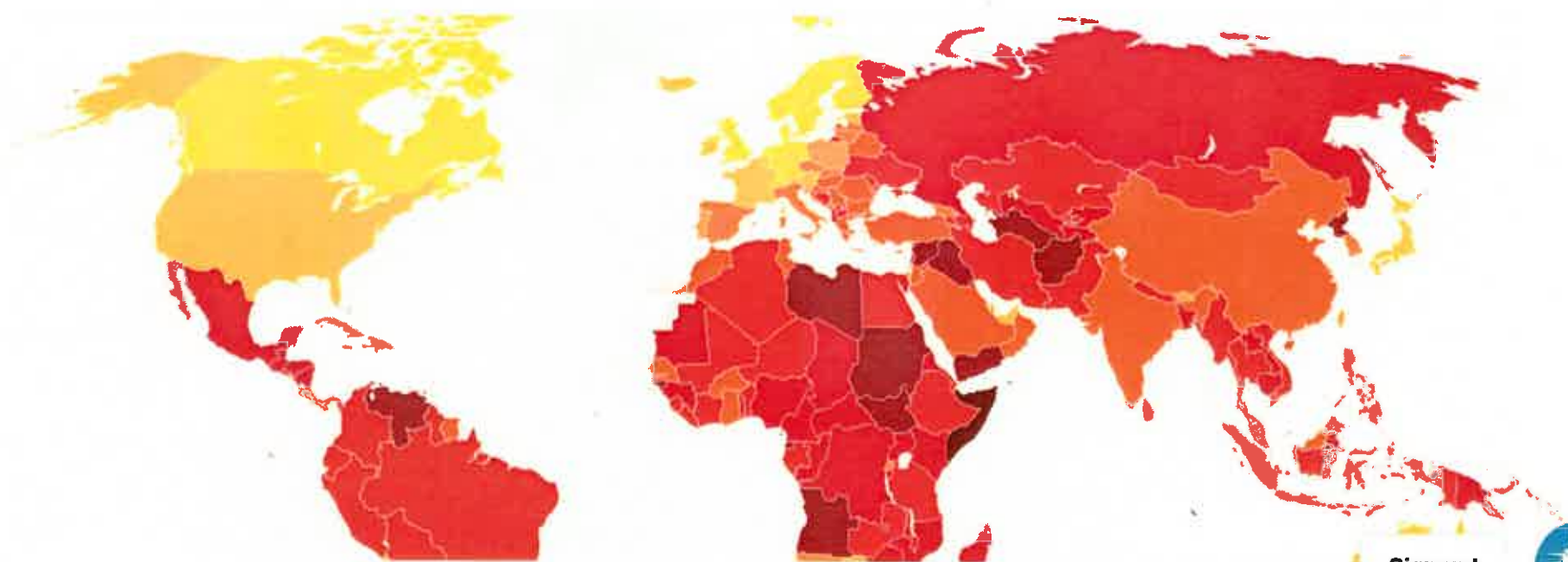
WHAT WE DO ▾

GET INVOLVED ▾

NEWS ▾

DONATE

Search



出展: 腐敗認識指数 (CPI)HPより

例: ベトナム = スコア35、180カ国中107位

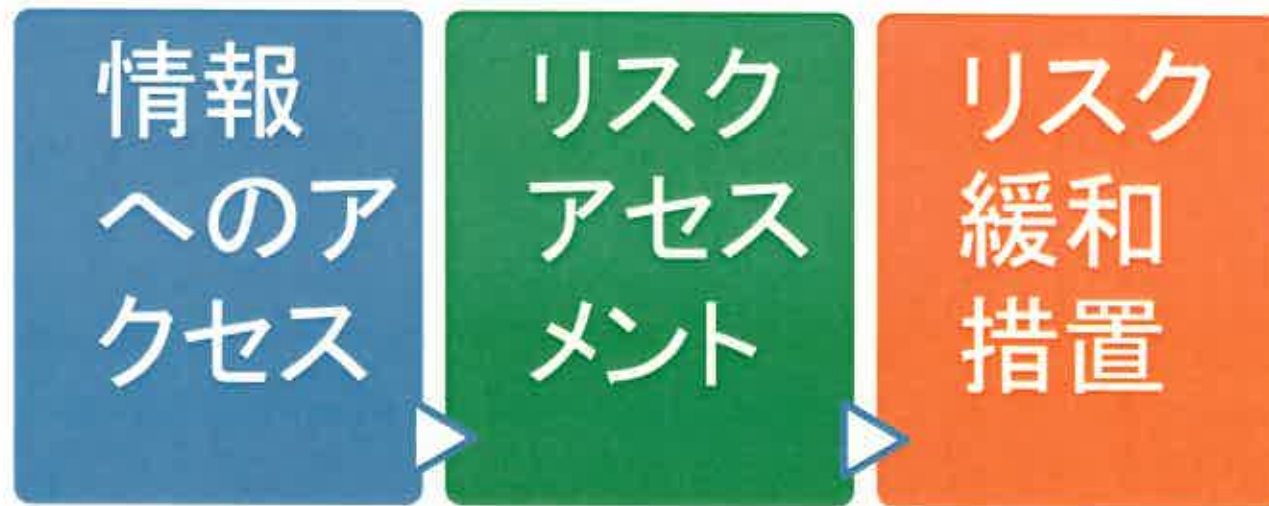
2. 世界の動き デューデリジエンス

- ✓ サプライチェーン中の違法リスクを
広範囲にチェック(+ESGRリスク)
- ✓ デューデリジエンス(DD)
- ✓ 違法材の取引への罰則規定
- ✓ DDが罰則を課す際の判断に影響



→ 日本 クリーンウッド法

2.1 デューデリジエンスとは何か？



DDはプロセスであり

何を基準にしてRAを行うかで結果が変わる。

→ ＋持続可能性＝ESGリスクのチェック

2.2 リスクアセスメントとリスク緩和措置

- 法律で規定される基準/自社調達方針に従って合法性・持続可能性リスクを評価していく
- ✓ (例:「持続可能性に配慮した木材の調達基準」)
サプライヤーなどに提出された文書の内容を
購入者の責任で確認することも含む
(e.g. 欧米規制、クリーンウッド法)

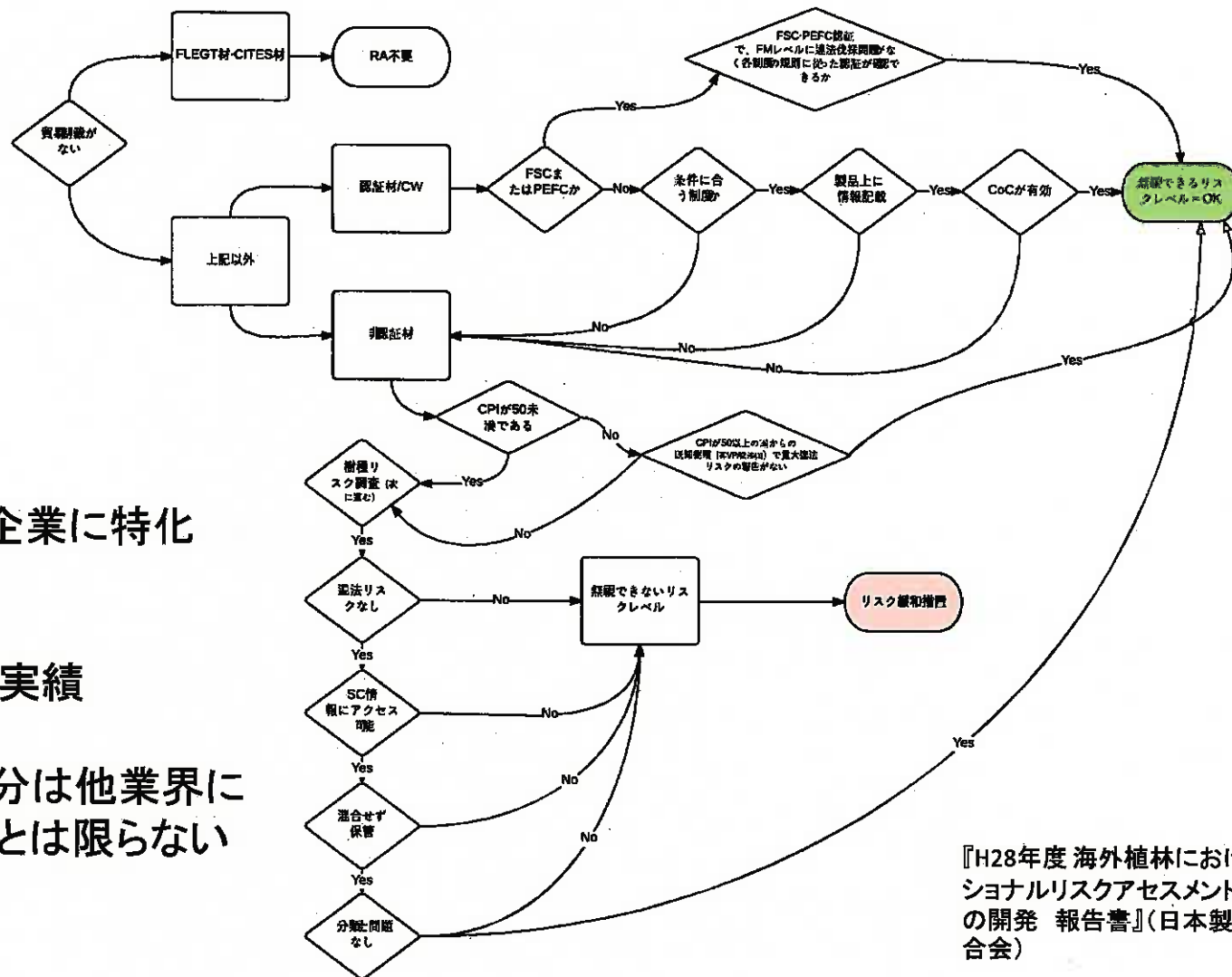


- リスクが高い場合は「無視できるレベル」になるまで確認を続ける(緩和措置)
- そのレベルに到達しない場合は代替案を選択(緩和措置)

2.3 リスクアセスメントに必要な情報

- 遵守を示す文書など
 - WHAT 製品の商標・種類、樹種(一般名・学名)
 - WHERE 伐採国または(i)伐採地域(ii)伐採許可書内容
 - HOW MUCH 量(体積、重量または単位数)
 - FROM WHOM サプライヤー情報(名称・住所)
 - TO WHOM 売り先の業者の情報(名称・住所)
-
- 樹種リスク、原産地リスク、サプライヤー&サプライチェーンリスクを確認するため

2.4 製紙連合会DDマニュアル フローチャート



* 製紙連合会会員企業に特化
 • 特定原産国
 • 天然木1割程度
 • モニタリング事業実績
 を踏まえたチャート
 特にCPIでの判断部分は他業界に
 そのまま適用できるとは限らない

『H28年度 海外植林におけるナ
 ショナルリスクアセスメント手法
 の開発 報告書』(日本製紙連
 合会)

2.5 リスクアセスメント手順

リスクアセスメントを完結できるリスクのカテゴリー	1. FLEGT(※)材か？	Yes → OK
	2. 国連安全保障理事会やEU理事会からの木材貿易禁止令が出ているか？	Yes → 購入できない
	3. ワシントン条約記載樹種を含んでいるか？	どちらもYes → OK
	4. (その樹種に関して)ワシントン条約のもと、正当な許可と必要書類があるか？	
認証状況	5. サプライヤーと製品の両方が、EU木材法の適用条件すべてに適合する、信頼できる第三者認証制度の認証を受けているか？	すべてYes → OK
	6. 受け取った製品に、その製品の認証を確認できる情報が付帯しているか？	FMレベルのチェック
	7. CoCがつながっており、サプライヤーの認証が有効であることが確認できるか？	(特に高リスク国・高リスク製品の場合)

2.5 リスクアセスメント手順

樹種のリスク	8. 使用樹種に違法リスクがないか？	何も完結しないので次へ
原産地リスク	9. 原産国/地における伐採に関して第三者の権利の侵害など人権リスクを含む違法行為の重大なリスクがないことが確認できるか？ 確認に使用するサイトの例 - 世界ガバナンス指標(WGI) - グローバルフォレストレジストリー(FSCのNRアセスメントと連動) - トランスペアレンシー・インターナショナル(CPI:腐敗認識指数) - その他の国際機関、研究機関、NGOのサイト	Yes → OK No → サプライチェーンのリスクへ
サプライチェーンのリスク	10. サプライチェーンに関する情報に、製品の原産地を確認し管理の程度を特定できるレベルでアクセスできるか？ 11. 加工や輸送の段階で、無視できないリスクを持つ製品(原材料)と混ざったりすり替わったりしていないか？ 12. 樹種、数量、品質の分類は、関連規制に従っているか？	すべて Yes → OK Noがある場合 → リスク緩和措置

2.6 リスク緩和措置

現地サプライチェーン監査 (CoC)	強
FMU現地監査	強
デスクベースのFMU監査	弱
認証材・証明材の購入	強
サプライヤー代替	強
デスクベースのサプライチェーンマッピング	弱

ヨーロッパ木材貿易連盟の推奨するリスク緩和措置とその強度

✓ 緩和できない場合は購入しない

3. デューデリジェンスとは まとめ

✓ 組織の現状(体制・CoC管理・サプライヤーとの関係・対象樹種や原産国の状況)と照らし合わせ、組織として「リスクが無視できる」と納得できるところまで

➡ 「合法/持続可能である」か否かについて最終的な責任はあくまで購入者にある。

➡ 特定の認証製品が合法/持続可能でなかった場合には購入側のDDが不適切であるとみなされる。DDシステムが必要。

✓ 合法性/持続可能性を証明することではない。

✓ 製品リスクの評価・緩和プロセスを踏み説明できること。

3. デューディリジェンスとは まとめ DDにより防ぐ「加担」

「国際行動規範とは整合しない、またはこれを無視した他者の不法行為で、デュー・ディリジェンスを用いることで、社会、経済または環境に重大なマイナスの影響を及ぼす可能性があることを知っていた、または知っていたはずの違法行為を助けた場合に加担としてみなされるかもしれない」 ISO(2010), p. 93

→ DDを怠った場合、違法行為に加担していたのと同じと社会からみなされる危険を指す

宮崎正浩『持続可能性経営-ESGと企業価値との関係を考える』(2016年、現代図書)

デューディリジェンスのガイドやマニュアル

- ETTF System for Due Diligence (http://www.ettf.info/sites/default/files/ettf_due-diligence-system-document_dec2012.pdf)
- ETTF System for Due Diligence, Annex 5 リスクアセスメントガイド(『H27年度 海外植林におけるナショナルリスクアセスメント手法の開発 報告書』(日本製紙連合会)資料8-2)
- NEPCon Legal Source DDガイドライン仮訳(『H26年度 海外植林におけるナショナルリスクアセスメント手法の開発 報告書』(日本製紙連合会)添付資料7)
- 日本製紙連合会H26年度、27年度上記報告書

リスクアセスメントツール例

- NEPCon Sourcing Hub (<https://www.nepcon.org/sourcinghub/timber>)
- World Governance Indicators (<http://info.worldbank.org/governance/wgi/#home>)
- Corruption Perception Index (<https://www.transparency.org/research/cpi>)
- Global Forestry Registry (<https://www.globalforestryregistry.org/>)
- Forest Legality Risk Tool (<https://forestlegality.org/risk-tool>)

その他

- 粕井まり(2014)“違法木材の取引- 日本における取組 チャタムハウスの評価”(英国王立国際問題研究所)
- フェアウッド・パートナーズ「クリーンウッド法に対応する木材DDのための実践情報」(https://fairwood.jp/consultation/howto_dd.html)

調達コードに係る通報受付窓口のご案内

通報受付窓口とは・・・

- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会における調達コードの不遵守にお気付きの際、また不遵守によりお困りの際に誰でもご連絡いただける窓口です。
- 通報受付窓口では、皆様から調達コードの不遵守についての通報を受け付け、当事者間の対話を促進するなど、解決に向けて必要な対応を実施いたします。

- 通報受付期間： 2018年4月2日～2020年11月30日
- 受付の対象案件： 東京2020組織委員会が調達する物品・サービス及びライセンス商品に関する案件
- 受付可能な言語： 日本語もしくは英語

通報受付窓口

通報はメールまたは郵送で受け付けています。

e-mail宛先：grievance@suscode.tokyo2020.jp

郵送先：〒163-1011

東京都新宿区西新宿三丁目7番1号 新宿パークタワー11階
(公財) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
総務局 持続可能性部

※郵送先は変更となる場合がありますので、郵送にあたっては以下のウェブサイトにて最新の情報をご確認ください。

*通報に必要な情報：

通報者（あなた）の氏名、住所、連絡先（被通報者に対して匿名にすることができます。）
被通報者（調達コード不遵守の企業、個人）及び不遵守の内容に関する情報
東京2020組織委員会が調達する物品・サービス及びライセンス商品に関する情報 など



※以下のウェブサイトにて通報フォームをご用意しております。

※通報いただいた概要や処理手続きの状況などについて、東京2020組織委員会ウェブサイトに掲載いたします。情報公開を望まれない場合には、その旨ご連絡くださいますようお願いいたします。

詳細は、東京2020組織委員会「持続可能性に配慮した調達コード」のウェブサイト
<https://tokyo2020.org/jp/games/sustainability/sus-code/> をご覧ください。

(別添 2-1)

組織委員会が調達する物品・サービス等に使用される木材については、「持続可能性に配慮した調達コード」が適用されるほか、持続可能性の観点からの調達基準を以下のとおり定める。

持続可能性に配慮した木材の調達基準

1. 本調達基準の対象は以下の木材とする。
 - ア 建設材料として使用する製材、集成材、直交集成板、合板、単板積層材、フローリング
 - イ 建設に用いられるコンクリート型枠合板
 - ウ 家具に使用する木材（製材端材や建設廃材等を再生利用するものを除く）
2. 組織委員会は、木材について、持続可能性の観点から以下の①～⑤が特に重要と考えており、これらを満たす木材の調達を行う。なお、コンクリート型枠合板については再使用の促進に努め、再使用する場合でも①～⑤を満たすことを目指し、少なくとも①は確保されなければならない。
 - ①伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令等に照らして手続きが適切になされたものであること
 - ②中長期的な計画又は方針に基づき管理経営されている森林に由来すること
 - ③伐採に当たって、生態系の保全に配慮されていること
 - ④伐採に当たって、先住民族や地域住民の権利に配慮されていること
 - ⑤伐採に従事する労働者の安全対策が適切に取られていること
3. FSC^{注1}、PEFC^{注2}、SGEC^{注3}による認証材については、上記2の①～⑤への適合度が高いものとして原則認める。
4. 上記3の認証材でない場合は、上記2の①～⑤に関する確認が実施された木材であることが別紙1に示す方法により証明されなければならない。
5. サプライヤーは、上記3または4に該当する木材を選択する上で、国内林業の振興とそれを通じた森林の多面的機能の発揮等への貢献を考慮し、国産材を優先的に選択すべきである。
6. サプライヤーは、使用する木材について、上記3の認証及び4の証明に関する書類を5年間保管し、組織委員会が求める場合はこれを提出しなければならない。

注1 : Forest Stewardship Council (森林管理協議会)

注2 : Programme for the Endorsement of Forest Certification schemes

注3 : Sustainable Green Ecosystem Council (緑の循環認証会議)

別紙 1 (認証材以外の証明方法)

持続可能性に配慮した木材の調達基準（以下「調達基準」という。）の 4 については以下のとおりとする。

- (1) 調達基準 2 の①の確認については、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月 15 日）」に準拠した合法性の証明によって行う。なお、コンクリート型枠合板の合法性の証明については、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 28 年 2 月 2 日変更閣議決定）における「合板型枠」と同様の扱いとする。
- (2) 調達基準 2 の②～⑤については、国産材の場合は森林所有者、森林組合又は素材生産事業者等が、輸入材の場合は輸入事業者が、説明責任の観点から合理的な方法に基づいて以下の確認を実施し、その結果について書面に記録する。
 - ②：当該木材が生産される森林について、森林経営計画等の認定を受けている、あるいは、森林所有者等による独自の計画等に基づき管理経営されていることを確認する。
 - ③：当該木材が生産される森林について、希少な動植物がいる場合にはその保全を考慮した伐採作業等を行っていることを確認する。
 - ④：当該木材が生産される森林について、先住民族や地域住民からの苦情・要請等がある場合には、これを受け付け、誠実に対応していることを確認する。
 - ⑤：当該木材の伐採に従事する労働者に対して、安全衛生に関する教育を行い、適切な安全装備を着用させていることを確認する。
- (3) 各事業者は、直近の納入先に対して、上記 (2) の確認が実施された木材であることを証明する書類（証明書）を交付し、それぞれの納入ごとに証明書の交付を繰り返すことにより証明を行う。
- (4) 型枠工事事業者は、コンクリート型枠合板を再使用する場合については、すでに使用されたものである旨を書面により証明しなければならない。
- (5) 各事業者は、当該木材についての入出荷の記録や証明書を含む関係書類を 5 年間保存しなければならない。

様式例 1 (森林組合や輸入事業者等が作成する確認結果を記録する書面)

納入する木材に関し、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の「持続可能性に配慮した木材の調達基準」(2016年6月)の2の②～⑤について、同調達基準の別紙1に定める方法により確認を実施した結果は以下のとおりです。

確認方法	確認結果	根拠
<p>②当該木材が生産される森林について、森林経営計画等の認定を受けている、あるいは、森林所有者等による独自の計画等に基づき管理経営されていることを確認する。</p>	<p>【記載例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該木材の生産林は森林経営計画の対象林になっている。 	<p>【記載例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林経営計画書により確認
<p>③当該木材が生産される森林について、希少な動植物がいる場合にはその保全を考慮した伐採作業等を行っていることを確認する。</p>	<p>【記載例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該木材の生産林においては、希少な動植物の生息は把握されていない。 ・希少な猛禽類が営巣しているため、対策として・・・を行っている。 	<p>【記載例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関や NGO 等が公表している希少動植物の生息情報や現地調査の結果により確認 ・希少動植物保全のための作業指示書・マニュアルにより確認 ・生産国の関係事業者への聞き取りにより確認
<p>④当該木材が生産される森林について、先住民族や地域住民からの苦情・要請等がある場合には、これを受け付け、誠実に対応していることを確認する。</p>	<p>【記載例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該木材の生産林について苦情等を訴えている地域住民等は把握されていない。 ・当該木材の生産林について地域住民から・・・という内容の苦情があったので、これに対して・・・を行っている。 	<p>【記載例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該森林の所有者や自社の職員・作業員への聞き取りにより確認 ・生産国の関係事業者への聞き取りにより確認

<p>⑤当該木材の伐採に従事する労働者に対して、安全衛生に関する教育を行い、適切な安全装備を着用させていることを確認する。</p>	<p>【記載例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業員全員に対して安全衛生に関する研修を受講させている。 ・安全装備として、・・・を着用させている。 	<p>【記載例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修受講記録により確認 ・作業風景写真により確認 ・生産国の関係事業者への聞き取りにより確認
---	---	--

※確認した文書の写しや聞き取り先から受けた説明の詳細な記録等を合わせて保管しておくこと。

年 月 日

確認実施者 _____

様式例3（製材工場や木材販売事業者等が作成する証明書）
（①の証明と②～⑤の証明を合わせて行う場合）

番号
平成〇年〇月〇日

証明書

〇〇〇〇殿

事業者所在地：
事業者名：
代表者氏名：

下記の物件は、合法的に伐採された木材のみを原材料としていることを証明します。

【団体認定番号： 】

下記の物件は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が定める持続可能性に配慮した木材の調達基準（2016年〇月）の2の②～⑤について、同調達基準に定める方法に沿って確認を実施した木材のみを原料としていることを証明します。

- 1 樹種 ：
- 2 品目（注ア）：
- 3 数量（注イ）：

注ア：製材、合板、集成材等を記述して下さい。

注イ：商取引上の単位（m3、本、kg、枚など）にて記述して下さい。

注ウ：合法性について別の文書で証明する場合は、第1段落を削除して下さい。

注エ：本様式による証明書の作成に替えて、既存の納品書等に上記の情報を追加記載することで証明書とすることも可能です。

様式例 4 (コンクリート型枠の再使用品の証明書の様式例)

〇〇〇〇殿 (元請事業者)

事業者所在地 :

事業者名 :

代表者氏名 :

下記の工事において使用するコンクリート型枠合板は、すでに他の工事において使用したものを再使用するものであることを証明します。

- 1 工事名 : 〇〇競技場 建築工事
- 2 型枠数量 : 〇〇枚

コンクリート型枠合板の調達状況について

参考資料 2

2018年5月末時点

東京2020組織委員会

施設名	区分	型枠の製造地	数量(枚)
有明体操競技場	調達基準3に示す森林認証を取得した型枠合板	マレーシア	3,300
	再使用する型枠合板	—	4,300

東京都

施設名	区分	型枠の製造地	数量(枚)
オリンピック アクアティクスセンター	調達基準3に示す森林認証を取得した型枠合板	マレーシア	8,400
	再使用する型枠合板	—	18,800
有明アリーナ	調達基準3に示す森林認証を取得した型枠合板	・日本	6,000
	調達基準4に規定する確認が実施された型枠合板	インドネシア	8,700
		日本	10,100
海の森水上競技場	調達基準3に示す森林認証を取得した型枠合板	日本	5,100
		マレーシア	2,700
有明テニスの森	—	—	(今後調達予定)
大井ホッケー競技場	—	—	(今後調達予定)
カヌー・スラローム会場	調達基準3に示す森林認証を取得した型枠合板	マレーシア	1,400

独立行政法人日本スポーツ振興センター

施設名	区分	型枠の製造地	数量(枚)
新国立競技場	調達基準3に示す森林認証を取得した型枠合板	マレーシア	3,000
		日本	1,900
	調達基準4に規定する確認が実施された型枠合板	インドネシア	110,200
	再使用する型枠合板	—	9,600

注) 数量(枚)欄は四捨五入をした数字を使用